

第2回たばこ市民マナー向上エリア団体交流会 次第

日 時：平成29年10月2日（月）

午後2時から

会 場：環境局第1会議室

1 開 会

- ・ 事業管理課長 あいさつ

2 議 題

- ・ 大阪市の取組みについて（報告）
- ・ たばこ市民マナー向上エリア団体の活動状況について（報告）
- ・ たばこ市民マナー向上エリア団体からの事例報告（2団体）

大阪南部たばこ商業協同組合

新大阪アメニティ・ソサエティ

【質疑応答】

- ・ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」にかかる意見交換について
- ・ アンケート実施

3 閉 会

【配付予定資料】

- ・ たばこ市民マナー向上エリア団体交流会資料

平成29年10月2日（月）

第2回 たばこ市民マナー向上エリア 団体交流会

大阪市環境局 事業部 事業管理課



ご報告内容

1. 大阪市の取組みについて

2. たばこ市民マナー向上エリア団体の活動状況について

3. たばこ市民マナー向上エリア団体からの事例報告（2団体）

1. 大阪市の取組みについて

路上喫煙防止条例制定の経過

○平成14年 東京都千代田区
全国で初めて、罰則付きの条例を制定

○大阪市では、平成19年4月
大阪市路上喫煙の防止に関する条例 施行

○全国の自治体（およそ1700）の中で、
路上喫煙防止（規制）に関する条例を施行している
自治体は全国でおよそ 200か所

○政令指定都市（20市）では、全20市が
条例を施行



大阪市における路上喫煙とは

○路上とはどんな場所？

道路・公園・広場等、人がたくさん集まる
公共の場所（喫煙設備がある場所は可）

○喫煙はどのような行為？

火のついたタバコを持っている状態
歩きタバコ、立っての喫煙、自転車に
乗っての喫煙も対象です



路上喫煙禁止地区とは

○路上喫煙禁止地区の対象区域
御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺と
京橋エリアの2地区です

○路上喫煙禁止地区で違反した場合
巡回している路上喫煙防止指導員が
路上喫煙をした方に対して
1,000円の過料を徴収します



過料徴収件数 総累計 70,339件

(平成29年8月末)

各プロスポーツ団体との連携事業

今年度はセレッソ大阪、オリックス・バファローズ、エヴェッサ大阪の各プロスポーツ団体と連携して啓発活動を行っており、路上喫煙を防止する映像やポスター等を作成し、市内各所にて放映、掲示を行っております

啓発ポスター

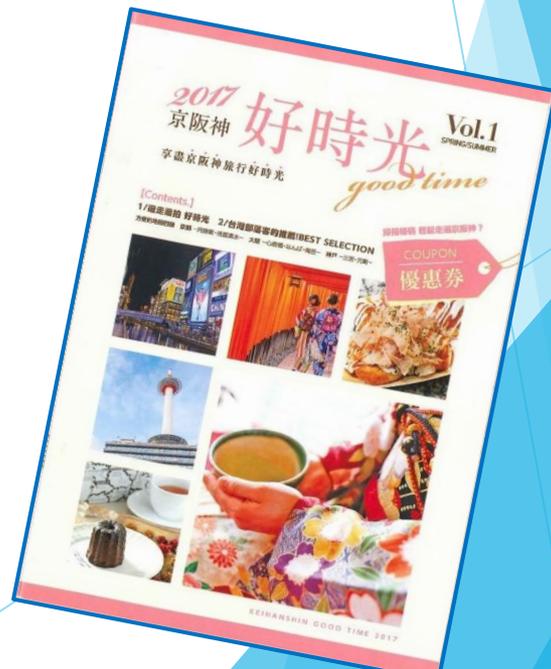


啓発映像



観光客への広報

昨年度より、大阪市を訪れる観光客に向けて、主に路上喫煙禁止地区についての案内を観光雑誌に掲載しております
今年度は、増加する外国人観光客に向けて、中国語観光雑誌でも広報を行いました



2. たばこ市民マナー向上エリア団体の 活動状況について

たばこ市民マナー向上エリア制度

○制度の概要について

平成20年度より、全国に先駆けて創設
市民、事業者が主体となり、自主的に路上喫煙
の防止活動に取り組んでいただき、大阪市が啓
発物品や職員の派遣による支援を行います

現在69団体が活躍中！

随時、新規団体も募集しております！

大阪市ホームページでのご紹介

○活動状況のご紹介

大阪市ホームページ 特設サイト「なくそう、迷惑たばこ。」にて活動団体様の活動状況をご紹介させていただいております

【活動状況】
きららⅡのメンバー14名以下の活動をしています。



1. 天大交差点で、きららⅡ独自の標語を入れた啓発ティッシュを配布
平成28年8月時点では、「ほみよい街へ、マナーの木を育てよう!」
2. 交差点付近のゴミを立て、啓発ティッシュを配りながら歩行者の注意喚起
3. 企業・病院等を訪問して、マナー向上のPR及び協力要請(受付にティッシュを預ける)
4. 路上喫煙防止のたすきをかけて喫煙時監視



【活動状況】

現在も開発が進む市内有数のターミナルである、あべの地区(常盤地区、金塚地区)の周辺道路における、放置自転車、不法看板、路上喫煙、ごみのポイ捨て等の問題に対して、地域住民・商店会・地域企業・関係行政機関が協働して一時的に、道路の適正な利用、たばこ市民マナー向上、美しいあべの」をめざして取組みを行っています。



「たばこ市民マナー向上エリア制度」は、地域の市民・事業者のみなさんが主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に大阪市が支援や協働することにより、地域社会におけるマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める全国初の取り組みです。
活動エリアでは他人に迷惑や喫煙を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう、路上喫煙の防止にご協力をお願いします。

【活動状況】

「大阪西たばこ会」では、十数年前より喫煙マナー向上と、街の美化推進のため西区内の音禄をしていました。平成23年より「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体としてマナー向上エリアの地下鉄中央線「九条駅」周辺道路や、「九条キララ商店街」など「たばこ市民マナー向上エリア」の美化活動を行っています。また、地域でのイベントなどにも積極的に参加するなど、年6回毎回16名程度の皆さんの参加を得ています。
たばこのポイ捨ては必ず許さず控えています。また、これからの美化運動を通じて、たばこへのマナーやモラルを高めていくことは必要と思います。



「たばこ市民マナー向上エリア制度」は、地域の市民・事業者のみなさんが主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に大阪市が支援や協働することにより、地域社会におけるマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める全国初の取り組みです。
活動エリアでは他人に迷惑や喫煙を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう、路上喫煙の防止にご協力をお願いします。

掲載ご希望の団体様はご連絡ください!